

播 磨 町  
一般廃棄物処理実施計画

令和6年4月策定

# 令和6年度 ごみ処理実施計画

本町は、住民と行政が一体となり、ごみの減量、分別による資源化、環境汚染の防止を図るため、19種分別収集を実施している。

本年度も引続き、より一層の住民の理解と協力を求め、ごみの適正処理を行う。

また、令和4年度から東播地域2市2町によるごみ処理広域化が始まり、町内で収集などしたごみについては、高砂市への事務委託とし、『エコクリーンピアはりま（東播臨海広域クリーンセンター）』へ運搬し処理を行っている。

行政区域面積	9.13 km <sup>2</sup>	計画処理区域	9.13 km <sup>2</sup>
行政区域人口	34,700人	計画処理区域	34,700人
行政区域世帯数	15,700世帯	計画処理区域	15,700世帯

## 1. 排出量 9,475 t

種別	行政収集	許可業者収集・直接搬入
可燃ごみ	①+⑬+⑯+⑰ 5,446 t	⑫+⑱ 1,800 t
不燃ごみ	② 141 t	⑲ 16 t
粗大ごみ・可燃性長尺ごみ	③+⑪ 337 t	⑳+㉔ 304 t
あきびん（3種類）	㉘ 122 t	
あき缶	④ 23 t	㉑ 3 t
ペットボトル	⑤ 26 t	㉒ 1 t
プラスチック容器包装類	⑥ 239 t	㉓ 1 t
紙類（4種類）	⑳+㉚ 205 t	㉕ 49 t
布類	㉙ 68 t	㉖ 25 t
蛍光灯・乾電池類・使い切りライター	⑦+⑧+⑩+⑭+⑮ 6 t	㉗+㉛ 1 t
紙パック	㉑ 1 t	㉙ 2 t
食用廃油	⑨ 3 t	
剪定枝・草類		㉚+草類（別紙5） 655 t
合計	6,617 t	2,857 t

## 2. 収集区域 播磨町内全域（ただし、町が収集する区域は新島・東新島を除く。）

## 3. 収集回数

可燃ごみ 週2回（地区毎）  
 不燃ごみ・粗大ごみ・長尺ごみ・あきびん・あき缶・ペットボトル・紙類・布類・  
 食用廃油・蛍光灯・乾電池類・使い切りライター 月1回（地区毎）  
 プラスチック容器包装類 週1回（地区毎）

#### 4. 収集方法

- (1) ステーション方式により、直営で収集する。 4 6 3 箇所  
 ごみステーション数  
 ・可燃ごみ・不燃ごみ・プラスチック容器包装類のみ 3 3 7 箇所  
 ・可燃ごみ・不燃ごみ・プラスチック容器包装類・粗大ごみ・  
 あき缶・ペットボトル・食用廃油・蛍光灯・乾電池類 1 2 6 箇所
- (2) ステーション方式により、委託で収集する。 2 1 3 箇所  
 あきびん（委託先：(株)大原ガラスリサイクル) 1 0 3 箇所  
 紙類・布類（委託先：はりま紙商(株)） 1 1 0 箇所
- (3) 事業所や商店から排出される事業系一般廃棄物は、事業者自らが直接搬入するか、町の許可業者に委託して搬入する。

#### 5. 収集体制等

##### (1) 町の収集体制

収集人員 15人 事務責任者 1名

収集運搬車両 5.5 t パッカー車 1台 4 t パッカー車 1台 3 t パッカー車 2台  
 3.5 t パッカー車 2台 2 t ダンプ 2台  
 軽トラック 1台 コンテナ専用車 3台

( 計 1 2 台 )

##### (2) 一般廃棄物処理業許可業者

業者名	収集車両	収集ごみ量
(株) 竹本商会	2 t パッカー車 3台 軽トラック車 1台	可燃ごみ等 4 9 2 t
金澤産業 (株)	1. 9 5 t パッカー車 1台 1. 7 0 t パッカー車 1台 2. 1 0 t パッカー車 1台 2. 5 0 t パッカー車 1台 2. 7 0 t パッカー車 1台	可燃ごみ等 3 3 3 t
木村工業 (株)	2. 4 5 t パッカー車 1台	可燃ごみ等 7 1 0 t
(有) 第一清掃	1. 8 5 t パッカー車 1台 3 t コンテナ車 1台 軽トラック車 1台	可燃ごみ等 1 3 t
(公社) 加古郡広域シルバー人材センター	1. 1 t トラック車 2台 1 t トラック車 1台 軽トラック車 6台	公共ごみ等 5 3 t 可燃ごみ等 4 9 t

(3) 直接搬入一般廃棄物 576 t

(4) 公共系一般廃棄物 521 t

## 6. 中間処理施設

(イ) 焼却施設 (名称: エコクリーンピアはりま) 高砂市梅井6丁目1番1号

令和4年4月稼働 429 t (143 t / 24H × 3基)

焼却方式 回転ストーカ炉方式

設置主体 高砂市 運営方式 委託

(ロ) 焼却施設 (名称: 播磨町塵芥処理センター) 播磨町新島59 (休止中)

平成4年4月稼働 45 t / 24H × 2基

焼却方式 准連続燃焼方式

設置主体 播磨町 運営方式 委託

(ハ) あき缶プレス施設

播磨町可燃ごみ中継センター内 播磨町新島59

平成5年4月稼働 1 t / 5H

方式 圧縮成形方式 設置主体 播磨町

(ニ) 破碎処理施設 (名称: エコクリーンピアはりま) 高砂市梅井6丁目1番1号

令和4年4月稼働 34 t / 5H

設置主体 高砂市 運営方式 委託

(ホ) 破碎処理施設 (名称: 加古郡リサイクルプラザ) 播磨町新島60

・不燃・粗大破碎設備 (休止中)

平成10年4月稼働 15 t / 5H

設置主体 加古郡衛生事務組合

・木くず(剪定枝)資源化設備

平成25年12月稼働 8 t / 5H

設置主体 加古郡衛生事務組合

(ヘ) 廃棄物再生処理施設 (名称: 加古郡ストックヤード) 播磨町新島60

平成13年3月稼働 10 t / 5H

設置主体 加古郡衛生事務組合

## 7. 中継施設

(イ) 可燃ごみ中継施設 (名称: 播磨町可燃ごみ中継センター) 播磨町新島59

令和4年4月稼働 40 t / 5H

方式 コンパクト・コンテナ

設置主体 播磨町 運営方式 委託

(ロ) 粗大ごみ中継施設 (名称: 加古郡リサイクルプラザ) 播磨町新島60

設置主体 加古郡衛生事務組合 運営方式 委託

## 8. 保管施設

(イ) あき缶・牛乳紙パック・蛍光灯・乾電池類保管場所

播磨町可燃ごみ中継センター内 播磨町新島59 容量 200 m<sup>3</sup>

加古郡衛生センター内 播磨町新島60 面積 10 m<sup>2</sup>

(ロ) ペットボトル保管場所

加古郡リサイクルプラザ内 播磨町新島60 面積 22.5㎡

(ハ) プラスチック容器包装類保管場所

加古郡ストックヤード内 播磨町新島60 面積 90㎡

(ニ) ヘドロ仮置場 播磨町新島46-1

設置主体 播磨町

容 量 800㎡

## 9. 最終処分場

『エコクリーンピアはりま』で処理するごみから発生する焼却残渣については、下記のとおり処分する。

(イ) 埋立

大阪湾広域臨海環境整備センター神戸埋立処分場

設置場所 兵庫県神戸市沖

設置主体 大阪湾広域臨海環境整備センター

面 積 88ヘクタール

(ロ) セメント化

公益財団法人ひょうご環境創造協会赤穂事業所

設置場所 赤穂市西浜町1016-1

なお、粗大ごみ中継施設から排出される不燃物の処分等の計画については、加古郡衛生事務組合において策定する。

## 10. その他

### ごみ減量化の施策・住民に対する啓発活動等

廃棄物最終処分場にも限界があることから、大量消費、大量廃棄の生活形態を見直し、ごみの減量とリサイクルの推進を図るため、当町では19種分別収集を実施している。

ごみの排出量は、紙類・布類とプラスチック容器包装類の分別回収を実施した平成13年度を境に減少し、ほぼ横ばい状態で推移している。しかし、依然として可燃ごみへの紙類混在率が高いため、分別収集の徹底について普及啓発に努めていくこととする。なお、平成30年度より「水銀による環境汚染の防止に関する法律」の成立を受け、水銀を含んだ廃棄物の適正な処理を行うため、乾電池類についても分別収集を開始した。

また、可燃ごみ（厨芥類）の水分量を抑制するため、生ごみの水切りや食品ロスの削減について啓発活動を行う。事業系一般廃棄物として直接搬入された剪定枝に加えて草類の全量堆肥化についても継続して実施し、事業者にも協力を求めていく。

より環境負荷が少ないペットボトルの水平リサイクル「ボトルt o ボトル」を2市2町で取り組んでいる。また、羽毛が貴重な資源となっていることから、羽毛ふとんリサイクルも実施している。

ごみの減量や資源化は、ごみ処理における二酸化炭素の排出抑制にもつながり、「第二次播磨町環境基本計画」の理念に一致することから継続して啓発活動とも合わせて実施していく。

小売店舗で配布されているレジ袋を削減するため、事業者・播磨町消費者協会とレジ袋無料配布中止の協定を締結し、協定締結事業者の店舗では、平成28年4月より無料配布を中止してきた。令和2年7月からスタートしたレジ袋有料化をきっかけに「外出時はマイバックを携帯する」というような、住

民一人一人の前向きな行動変容に繋がる情報発信を行い、ワンウェイプラスチックの削減に努める。

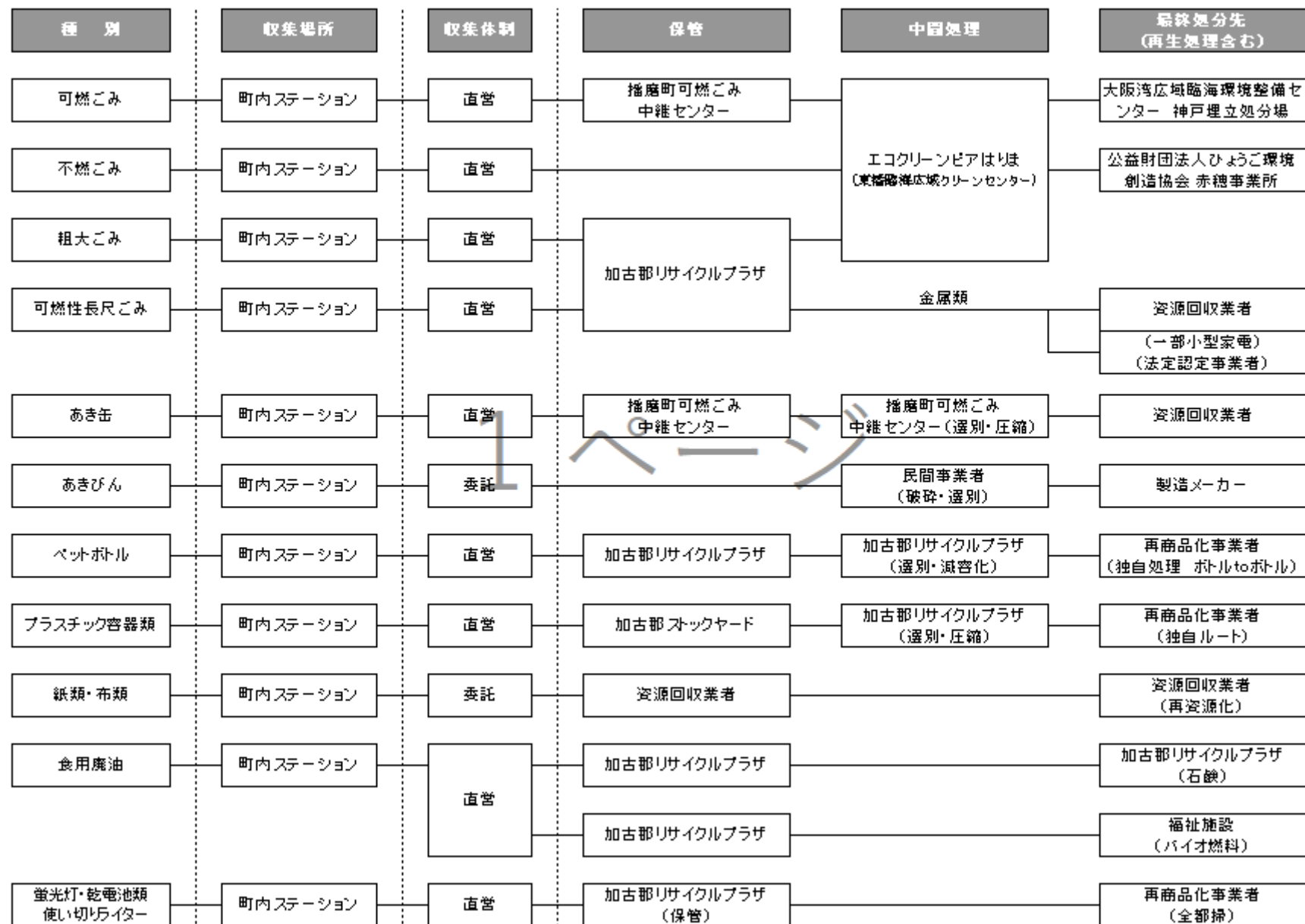
小型家電リサイクル法についても、庁舎やコミュニティセンターに設置した回収ボックスで回収を実施するとともに引き続き啓発を行っていき、事業系一般廃棄物の排出抑制、受益者負担の適正化を図るため、ごみ減量マニュアル等を配布するなど、より一層の啓発活動を実施していく。

新たに、庁舎に設置した回収ボックスで家庭から発生する使用済インクカートリッジの回収を実施していく。

ごみの減量化、再資源化の重要性が叫ばれるとき、分別収集の果たす意義、効果等について町広報紙や町ホームページ、及び令和5年1月に改定した「播磨町のごみ処理と資源回収分別の手引き」を活用して、自治会等を通じて啓発活動を推進し、住民の協力を求めると共に、事業系一般廃棄物についても、広域化に合わせて作成した「事業系ごみ処理マニュアル」を参考にして分別排出に対する協力を事業者にも求め、ごみの適正な処理と生活環境の保全向上を図る。

また、古紙等のリサイクル推進に伴う資源の再利用化活動の実践を広めるための事業として、町内各団体が行う資源回収運動（廃品回収）に対して奨励金を交付し、住民活動を支援する。

## ごみ処理・リサイクルフロー図



# 令和6年度 し尿処理実施計画

本町のし尿処理について、本年度においても収集運搬業務は、生し尿については（有）播磨清掃社に委託し、浄化槽汚泥は、既許可業者である浄化槽清掃業者（4の（ロ）参照）により行う。

処理業務については、加古郡衛生事務組合で行う。

行政区域面積	9. 13 k m <sup>2</sup>	計画処理区域	9. 13 k m <sup>2</sup>
行政区域人口	34, 700人	計画処理区域	15, 700世帯
計画収集人口	302人	くみとり世帯数	135世帯
計画収集外人口	34, 398人	その他世帯数	15, 565世帯

1. 排出量
- |       |            |
|-------|------------|
| 生し尿   | 2, 592 k l |
| 浄化槽汚泥 | 514 k l    |
|       | 2, 078 k l |

2. 収集区域

播磨町内全域とする。

3. 収集回数

（イ）生し尿：一般家庭等のトイレ 月1回を原則

仮設トイレ 申込みを原則

なお、一般家庭等で特別な事情があるときは、申込みにより収集する。

（ロ）浄化槽汚泥：浄化槽法上の法定回数及び環境保全上清掃が必要になったとき

4. 収集体制

（イ）生し尿：委託業者による。

委託業者 所在地 加古郡播磨町北本荘7丁目9番18号

名称 （有）播磨清掃社

収集運搬車 3.7 k l バキューム車 3台

1.8 k l バキューム車 1台

人員 作業員 4名

事務員 1名

（ロ）浄化槽汚泥：許可業者による。

5業者で収集・運搬する。



※廃掃法第7条許可業者一覧表

名 称	従業員数	収集運搬車両
(有) 播磨清掃社	5名	3.7k1バキューム車 3台 1.8k1バキューム車 1台
(株) SIC	18名	大型清掃車 3台 4tバキューム車 2台 3tバキューム車 1台 4t清掃車 3台
(有) エコクリーン	5名	4tバキューム車 2台
阪神連合清掃 (株)	6名	3.05k1バキューム車 1台 2.7k1バキューム車 2台
播磨営繕 (有)	11名	3.7k1バキューム車 1台 3.6k1バキューム車 1台

※浄化槽法第35条許可業者一覧表

名 称	従業員数
(有) 播磨清掃社	5名
(株) SIC	18名
(有) エコクリーン	5名
阪神連合清掃 (株)	6名
播磨営繕 (有)	11名
(株) 大 洋	69名

5. 中間処理施設

し尿処理施設 (名称: 加古郡衛生センター) 播磨町新島60  
 昭和62年3月稼働 110k1/日  
 処理方法: 低希釈二段活性汚泥法+高度処理  
 設置主体: 加古郡衛生事務組合

6. 搬入量	2, 592 k l
(イ) 生し尿	514 k l
(ロ) 浄化槽汚泥	2, 078 k l
(有) 播磨清掃社	918 k l
(株) S I C	432 k l
(有) エコクリーン	213 k l
阪神連合清掃 (株)	29 k l
播磨営繕 (有)	485 k l

7. 残渣の量及び処分

加古郡衛生事務組合において処理計画を策定する。

8. 今後の目標

播磨町内全域を公共下水道によるし尿処理を目標としている。

(ただし、新島及び日量1, 000 k l以上を排水する特定工場を除く。)

9. 住民に対する広報・啓発活動

町広報紙により、浄化槽の適正な管理及び下水道利用を呼びかける。